

院内がん登録について

～がん医療の向上のために～

◆ 院内がん登録とは

がんと診断された患者さまの基礎的なデータを病院として集積し、がん診療の実態を明らかにするしくみです。「がん登録等の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第111号）」では、がん診療に重要な役割を担う施設での努力義務とされています。院内がん登録は法律に基づき各施設において実施され、毎年、国立がん研究センターに氏名などの個人識別情報を削除した上で提出、全国の病院における診療件数などの集計が報告書として公表されています。

◆ 院内がん登録3つのメリット

1. 病院ごとの特徴や課題が明らかになり医療の質向上や研究の資料になる
2. 国や地方公共団体ががん対策を計画・実施する際の根拠となる
3. 集計を使って受診先選択の参考とすることができる

◆ 院内がん登録全国収集データの二次利用について

国立がん研究センターに提出された院内がん登録データは、報告書を作成するだけでなく、調査・研究への二次利用として次のことが期待されています。

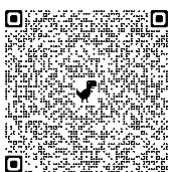
- ① データのより詳細な集計や研究解析を行って実態を検討する
- ② 全国規模で対象を選び病院からアンケートをお送りして意見をうかがうなどの活動を通じて、国全体で、より良いがん医療、がん対策に役立てる

これらの二次利用は国立がん研究センターにおいて定められた審査を経て行われるものですが、もしご自分に関する情報の二次利用にご同意いただけない場合は、当院窓口へお申し出ください。

JR東京総合病院 窓口：医事経理ユニット

なお、国以外が実施する個別の研究については、各研究者の所属機関における倫理審査委員会の指示に従い情報公開等を行います。

院内がん登録の概要や、データ管理・精度の詳細についてお知りになりたい方は、以下のURLあるいは2次元バーコードから「国立がん研究センター がん情報サービス」をご覧ください。



院内がん登録について <https://ganjoho.jp/public/institution/registry/hospital.html>
がん情報サービス お問い合わせフォーム <https://contact.ganjoho.jp/form/pub/ganjoho/contact>